

㊦ ～ひとり親家庭の自立をサポートする～

㊦ ■ YELLながさき メールマガジン

Vol.226 2024.10.15 配信

-----  
このメールマガジンは、情報提供を希望する登録者のみなさま  
及びスタッフが名刺交換をさせていただいた方へお送りしています。

\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/ I N D E X \_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/

- ・ 特 集 ・ ・ 東彼地区パソコン講習
  
- ・ 支 援 情 報 ・ ・ 県営住宅の入居者募集について
  
- ・ お 知 ら せ ・ ・ 10月1日から事務所が茂里町に移転しました。
  
- ・ 11月の予定 ・ ・ YELLながさき定期法律相談
  
- ・ 編 集 後 記 ・ ・ 10月より最低賃金が引き上げられます。

■ 特 集 -----

◆ 東彼地区パソコン講習

< 受講生募集 >

今年度の東彼地区パソコン講習の受講生を募集しています。

★ 受講に際しての必須事項 ★

(下記1～4を全て満たす必要がございます)

1. 東彼杵町、川棚町、波佐見町に居住するひとり親家庭の母・父お  
よび寡婦、ひとり親家庭の子
2. 上記1を満たし、かつ長崎県ひとり親家庭等自立促進センター  
(YELLながさき)に登録し支援を希望する方。

※講習が始まるまでに、登録をお願いします。

3. 講習日程 11月3日(日)、10日(日) 17日(日) 24日(日)

12月1日（日）8日（日）10時から14時半の計21時間を全て受講できる方。（12時から1時は休憩です）

講習内容はマイクロソフトワード・マイクロソフトエクセルです。

4. 講習終了後、下記ⅠもしくはⅡを受験される方。

（希望者はⅠとⅡ双方の受験も可能です）

Ⅰ. 日商PC検定試験BASIC文書作成【マイクロソフトワード】

Ⅱ. 日商PC検定試験BASICデータ活用【マイクロソフトエクセル】

★受講定員★

10名（参加希望者が多数の場合は、本会で調整の上、決定します）

※託児あり（必要な方は申込時にお申し出ください）

★受講料★

無料（ただしテキスト代・検定料金は自己負担となります）

テキスト代：3,300円（Word:1,650円 Excel:1,650円）

検定料：1科目につき4,400円

★講習会場★

東彼杵町総合会館福祉センター

東彼杵町社会福祉協議会 会議室

★講師★

多田 長三郎氏（フロンティアワークス理事長）

申込フォームURL

[https://docs.google.com/forms/d/1DLMJ\\_mfIucHHMWrFtkYEIpsZfxauXS02gyet0MAfvBg/edit](https://docs.google.com/forms/d/1DLMJ_mfIucHHMWrFtkYEIpsZfxauXS02gyet0MAfvBg/edit)

■支援情報-----

◆<募集> 県営住宅の入居者募集

募集住宅の申込書などを10月25日（金）から長崎県住宅供給公社の本社および各地区事務所、県庁、各振興局（長崎・県北・県央）などで配布します。

●申込期間

郵送受付：10月25日（金）～11月4日（月・祝）

窓口受付：11月8日（金）～11日（月）

※申し込みは原則郵送（消印有効）、  
申し込み多数の場合は抽選者を決定します。

県住宅供給公社 ☎095-823-3050

佐世保事務所 ☎0956-22-9612

諫早事務所 ☎0957-26-9053

大村事務所 ☎0957-52-6825

■ お知らせ —————

◆ 10月1日に事務所を移転しました。

移転先住所

〒852-8104 長崎県長崎市茂里町 3-24

長崎県総合福祉センター県棟 2階

TEL:095-801-4445 FAX:095-801-4446

※TEL・FAXは今までと同じです。

■ 10月の予定 —————

◆ 「YELLながさき定期法律相談」

11月20日（水）13:00～16:00 <事前予約受付中>

担当は鷲見弁護士（長崎県弁護士会所属）です。

弁護士法人 A L A W & G O O D L O O P 長崎オフィス

※日程等合わない場合はご相談ください。

※来所しての相談が難しい場合は、電話法律相談も行なっております。まずはお問合せください。

■ 編集後記 —————

◆ 10月より最低賃金が引き上げられます。

長崎県の最低賃金は953円です。

長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。

長崎県の過去の最低賃金は

平成14年605円、平成24年653円、令和元年790円、

令和 3 年 821 円、令和 4 年 853 円、令和 5 年 898 円です。  
今回の改定は令和 6 年 10 月 12 日より効力が発生します。  
全国平均は 1,055 円、最高額は東京の 1,163 です。

最後までご覧いただき、ありがとうございました。

-